

議案第66号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部改正
について

次のとおり三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部を改正する条例

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例（平成2年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」の次に「及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。